

共通（２）委託契約について 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り組むこと。【改善事項】	【 継続努力 】 平成２７年 ８月１０日 委託契約の内容を十分把握したうえで、関係部局及び調達契約課から情報収集することによって、職員の原価計算や法律解釈などの知識や交渉能力を向上させ、無駄のない委託コストを実現できるよう努める。 【 継続努力 】 平成２８年 ２月１０日 委託契約の内容を十分把握したうえで、関係部局及び調達契約課から情報収集することによって、職員の原価計算や法律解釈などの知識や交渉能力を向上させ、無駄のない委託コストを実現できるよう引き続き努める。
共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 時間外勤務が恒常化しており、年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減すべきものであることを強く意識して、業務管理を行うこと。また、特定の職員に業務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図るとともに、工夫を凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。【改善事項】	【 継続努力 】 平成２７年 ８月１０日 職員の業務状況を把握したうえで業務分担を見直し、係間での応援体制などで事務分担の平準化を図るとともに、ノー残業デーの実施など職員自身が意識を持って、時間外勤務の縮減に努めている。 平成２５年度は年間３６０時間以上の職員数が９人であったが、平成２６年度は７人に減少した。 【 継続努力 】 平成２８年 ２月１０日 職員の業務状況を把握したうえで業務分担を見直し、係間での応援体制などで事務分担の平準化を図るとともに、ノー残業デーの実施など職員自身が意識を持って、時間外勤務の縮減に努めている。 平成２７年４月から１２月までの期間においては、月平均３０時間以上の職員が７人であった。
イ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が多く見受けられた。具体的に業務の内容や進め方を見直し、過重労働を早急に改善すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前１か月間に概ね１００時間又は発症前２か月間ないし６か月間にわたって、１か月あたり概ね８０時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。	【 継続努力 】 平成２７年 ８月１０日 該当する係については、業務の見直しや効率化などの改善の努力をしたものの、予算編成時期や教職員人事異動時期などの繁忙期には業務がかなり集中したため、一部の担当者において、１か月あたりの時間外勤務時間数が１００時間を超えた。今後、繁忙期においても、事務処理の工夫・改善に心がけるなど時間外勤務の縮減に努めていく。 【 継続努力 】 平成２８年 ２月１０日 平成２７年度は、該当する係においては、業務の見直しや効率化などの改善の努力によって、予算編成時期に業務がかなり集中したが、１か月あたりの時間外勤務時間数が１００時間を超える職員はいなかった。 今後も繁忙期においては、事務処理の工夫・改善に心がけるなど時間外勤務の縮減に努めていく。

共通（５）内部事務管理について 所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】	【 継続努力 】 平成２７年 ８月１０日 財務処理を行ううえで不明な点があれば、会計管理室担当者に確認したり、「会計事務の手引き」を参照することによって、認識不足を補い、各職員が適正に事務処理を行うよう取り組んでいる。 また、財務処理の内容については、所属内の複数人でチェックすることによって、相互に牽制しながら適正な事務執行に努めている。
	【 継続努力 】 平成２８年 ２月１０日 財務会計処理を行ううえで不明な点があれば、会計管理室担当者に確認したり、「会計事務の手引き」を参照することによって、認識不足を補い、各職員が適正に事務処理を行うよう引き続き取り組んでいる。 また、財務会計処理の内容については、所属内の複数人でチェックすることによって、相互に牽制しながら適正な事務執行に引き続き努めている。
共通（６）契約事務について 原課契約において、見積書の封筒が保存されていない事例が見受けられた。開封手続きの証拠書類として、見積書と併せて封筒も保存すること。【改善事項】	【 措置済 】 平成２７年 ２月１０日 今後は開封手続きの証拠書類として、見積書及びその封筒を併せて保存するようにした。
（１）支出事務について 委託料の支出において、代表者等が変更していた事例が見受けられた。支出負担行為書等に変更履歴を記載して経緯がわかるようにしておくこと。【改善事項】	【 措置済 】 平成２７年 ２月１０日 受託業者の代表者等が変更された場合には、支出負担行為書に変更履歴を記載するようにした。
（２）契約事務について 需用費（修繕料）及び委託料の請書に、仕様書が添付されていない事例が見受けられた。請書には仕様書を添付するとともに、請書と仕様書の内容について不備のないよう精査すること。【改善事項】	【 措置済 】 平成２７年 ２月１０日 請書と仕様書の内容について齟齬のないようチェックを行うこととした。また、請書には仕様書を添付するようにした。
（３）就学時検診について 四日市市立小学校長会に対して新入学児童就学時健康診断諸検査を委託しているが、委託先として適切か委託料の積算根拠が妥当なのか見直しを行い、十分な説明ができるようにすること。【改善事項】	【 検討中 】 平成２７年 ８月１０日 新入学児童就学時健康診断諸検査のあり方について、四日市市立小学校長会と十分な協議を重ね、今後継続して見直しを検討していく。
	【 措置済 】 平成２７年 ８月３１日 新入学児童就学時健康診断諸検査のあり方について、四日市市立小学校長会と協議した結果、平成２７年度から委託業務における契約締結を行わない形で実施することに改めた。

(4) 教育力の向上について 教職員にとって、児童・生徒に基礎学力をつけることは、次のステップに上がるために重要な責務である。また、人間的にも魅力ある教職員を目指すべきである。教育力と魅力ある人間性を持ち合わせた教職員を育成するよう努めること。【要望事項】	【 継続努力 】 平成27年 8月10日 教育センターでのステージ別研修をはじめ、校内研修、OJTを推進するよう指導を進める。また、退職校長による教育アドバイザー制度は年々需要が高まり、教科指導だけでなく、生徒指導、保護者対応、接遇に及ぶまできめ細かな研修を進め、総合的な教育力の向上に努める。 【 継続努力 】 平成28年 2月10日 教育センターでのステージ別研修をはじめ、校内研修、OJTを推進するよう指導を進める。また、退職校長による教育アドバイザー制度は年々需要が高まり、教科指導だけでなく、生徒指導、保護者対応、接遇に及ぶまできめ細かな研修を進め、総合的な教育力の向上に引き続き努める。
(5) 特別支援担当の人員確保について 特別支援を必要とする児童・生徒は、年々増加傾向にある。支援や介助を行える職員について、専門知識を持った人財を確保するために、教育委員会だけではなく関係部局等とも連携を図り情報を共有し、配置すべき人員を十分確保すること。【改善事項】	【 継続努力 】 平成27年 8月10日 介助や支援については、児童生徒の障害の程度にあわせ、また学校の要望に応えるべく、適正配置に努める。教育委員会の訪問指導及び教育センターでの研修をすすめ、教育力の向上に努める。また、指導力よりもまずは児童生徒、保護者との人間関係の構築をすべく、経験豊富な人材の配置に努める。 【 継続努力 】 平成28年 2月10日 介助や支援については、児童生徒の障害の程度にあわせ、また学校の要望に応えるべく、適正配置に引き続き努める。教育委員会の訪問指導及び教育センターでの研修をすすめ、教育力の向上に引き続き努める。また、指導力よりもまずは児童生徒、保護者との人間関係の構築をすべく、経験豊富な人材の配置に引き続き努める。
(6) 学校の運営管理について 学校の財産管理、予算執行管理について、明確な方向性を示すことは教育委員会の役割と考える。多額の予算が投入されていることについて、学校側の運営管理の意識づけや改善のため、学校に対し指導・牽制を行うこと。また、教職員の服務規律遵守についても、徹底を図ること。【改善事項】	【 継続努力 】 平成27年 8月10日 学校に配当された予算執行においては、計画的な予算執行をするよう周知しており、不適正な執行があれば校長会等を通じて学校に対して指導を行っている。 また、教職員の服務規律についても順守するよう周知を図っていく。 【 継続努力 】 平成28年 2月10日 学校に配当された予算については、計画的な予算執行をするよう周知しており、不適正な執行があれば校長会等を通じて学校に対して指導を行っている。 また、財産管理については、現物と台帳との照合を行い、実査記録を残すよう指導しており、各学校において財産管理の徹底に努めている。 さらに、教職員の服務規律についても遵守するよう引き続き周知を図っていく。

(7) 事務分掌について 学校教育課の事務分掌について、業務内容が明確にわかるよう各項目について細目を整理すること。また、給食に関する業務が、当課の業務としてあてられていることが適当かどうかについて、教育委員会は見直しを行うこと。【改善事項】	【 検討中 】 平成27年 8月10日 アレルギー対応、食育、地産地消への取組など、給食に関する業務は年々増加し、その重要性やあり方も従来とは変化している。当課の業務として適当かどうか、今後検討を行う。
	【 継続努力 】 平成28年 2月10日 アレルギー対応、食育、地産地消への取組など、給食に関する業務は年々増加し、その重要性やあり方も従来とは変化している。また、中学校給食に関しては、検討会の報告を受けることから、当該業務については、組織の編成も今後視野に入れていく。
(8) 光熱水費に係る使用量の管理について 小中学校の電気、ガス、上下水道にかかる経費について、多額の予算を執行している。1校当りの数量や月々の推移などにより使用量や金額を管理し、異常を早期に発見し対応できるよう実態の把握と管理方法について工夫し、無駄のない予算執行を行うよう方向付けること。【改善事項】	【 継続努力 】 平成27年 8月10日 小中学校の光熱水費の管理については、学校別に使用量、料金の管理を行っている。使用量が異常に増加している際には、該当校へ連絡するとともに、教育施設課と原因究明にあたっている。漏水等が判明した場合は早急に修繕を行い、無駄のない適正な予算執行に努めている。
	【 継続努力 】 平成28年 2月10日 小中学校の光熱水費の管理については、学校別に使用量、料金の管理を行っている。使用量が異常に増加している際には、該当校へ連絡するとともに、教育施設課と原因究明にあたっている。漏水等が判明した場合は早急に修繕を行い、無駄のない適正な予算執行に引き続き努めている。 なお、平成27年11月支払時に常磐中学校の水道使用量が前年同時期に比べて2倍であったため、原因を究明したところ漏水していることが判明した。
(9) 教育行政について 少人数学級により、児童・生徒に目が行き届くよう取り組みを行っているが、教育環境の向上には、教職員の力や運営のあり方が重要である。社会の実態、子どもたちの現実などを学校、教育委員会だけでなく外部の意見も取り入れながら、教育行政について今後も時代に合わせた改善、向上に努めること。【要望事項】	【 継続努力 】 平成27年 8月10日 教育活動の評価については、保護者、学校関係者、学校評議員等の意見を学校運営に反映すべく、積極的な発信を促していく。また、教育行政の在り方については、校長、教職員の意見に傾聴し、外部の意見を効率的、効果的に協働させ、改善を図る。
	【 継続努力 】 平成28年 2月10日 教育活動の評価については、保護者、学校関係者、学校評議員等の意見を学校運営に反映すべく、学校ホームページや学校通信等を通じて積極的な発信を促していく。また、教育行政の在り方については、校長、教職員の意見を集約するとともに、学校評価アンケート、学校運営協議会及び学校経験者等の意見を取り入れることによって、引き続き改善を図る。

(10) 飼育動物の管理について 各学校において、様々な動物を飼育している。対象動物ごとに獣医師による指導や法定検査、注射などの必要性の有無を把握し、適切な管理を行うこと。【改善事項】	【措置済】 平成27年 3月31日 現在、三泗開業獣医師会学校飼育動物委員会の協力により、飼育動物の治療を、希望校には適切な飼育方法等の指導を行っていただいている。 また、家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、定期報告が必要な飼育動物については、毎年、学校への調査を行い三重県北勢家畜保健衛生所へ報告を行っている。
(11) 学校図書館について 児童・生徒に調べ学習や読書の習慣を身に付けさせることは大切である。児童・生徒が手に取ってみようと思えるような工夫や整備等を行い、利用度の高い図書館とすること。【改善事項】	【継続努力】 平成27年 8月10日 各学校に配当された図書購入費の執行にあたっては、児童生徒の要望を汲み取ったうえで購入図書を選定している。 また、学校図書館の運営にあたっては、児童・生徒が利用しやすいよう図書担当教諭を中心に各学校が独自の工夫や整備を行っている。
	【継続努力】 平成28年 2月10日 各学校に配当された図書購入費の執行にあたっては、児童生徒の要望を汲み取ったうえで購入図書を選定している。 また、学校図書館の運営にあたっては、児童・生徒が利用しやすいよう図書担当教諭を中心に各学校が独自の工夫や整備を引き続き行っている。
(12) 学校給食について 給食にかかる保護者からの集金額とトータルコストを把握すること。また、補助金を支出している学校給食協会における食材の仕入れ数量、単価決定等日常管理について、当法人に対する牽制を行うこと。【要望事項】	【継続努力】 平成27年 8月10日 保護者から集金した給食費の1食あたり単価を元に献立を作成している。 限られた単価の中で、栄養バランスのとれた給食を提供できるよう今後も努めるとともに、学校給食協会の日常管理については、継続してチェックを行っていく。
	【継続努力】 平成28年 2月10日 保護者から集金した給食費の1食あたり単価を元に献立を作成している。 限られた単価の中で、栄養バランスのとれた給食を提供できるよう今後も努めるとともに、学校給食協会の日常管理については、さらに継続してチェックを行っていく。

(13) 中学校給食について 中学校給食については、生徒からの予約によるデリバリー方式であり、様々な取り組みはしているものの喫食率は3割程度に伸び悩んでいる。その要因の一つとして、生徒のニーズに合っていないという可能性もある。公費負担として多額の税金が投入されていることを改めて認識し、競争性が担保された業者選定を行うことを含め、生徒に利用されるものとなるよう根本的に見直すこと。【改善事項】	【 継続努力 】 平成27年 8月10日 中学校給食はデリバリー方式と家庭弁当との併用制をとっており、必ずしも喫食率を上げることを目標とするものではないが、制度が生徒のニーズに合うものにするには必要であると認識している。今後継続して制度の改善に努めるとともに、中学生にとってふさわしい給食のあり方について検討を進める。
	【 継続努力 】 平成28年 2月10日 より多くの生徒に利用してもらえるよう、定期的実施するアンケートの意見をもとに随時改善するとともに、試食会を開催することで保護者への理解にも努め、ホームページのリニューアルによりシステム面を改善することで、利便性の向上を図っている。 平成27年度に設置された「中学校給食検討会」における意見等を可能な限り、次期契約内容に反映することで、競争性が担保された業者選定に努めていく。
【人権・同和教育課】	
共通（1）財産管理について＜所属長の抽出実査と記録保存の徹底＞ 所属長は、抽出実査により紛失の有無や品質保持の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。さらに、毎年度決算における在庫数量を保証するため年度末においては、必ず台帳との数量突合を行うこと。【改善事項】	【 措置済 】 平成27年 3月31日 財産管理については、公有財産規則及び会計規則等に基づき適正に行うとともに、年度末に現況確認及び数量突合を行った。
共通（2）委託契約について 委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に積極的に取り組むこと。【改善事項】	【 措置済 】 平成27年 4月22日 「子ども人権文化創造事業」及び「自己実現支援事業」は、差別を許さない子どもの育成並びに学習意欲の向上等が特に必要な地域を対象に、差別のない地域づくりを推進するため、外部委託等適格審査部会で承認を得た各地域の子ども人権文化育成協議会へ委託している事業である。各地域における子どもの環境が異なることから、状況に応じた事業内容が求められるところではあるが、委託コストに無駄が生じていないか、人権・同和教育課及び各人権プラザの指導主事が各地区協議会総会等において、年間計画及び見積書をもとに確認を行った。また、指導主事会議等において、各地区の進捗状況を確認しながら、「会計事務の手引き」などを参考に実務研修を行うこととした。

共通（３）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 時間外勤務が恒常化しており、年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の健康管理の面から、時間外勤務は本来縮減すべきものであることを強く意識して、業務管理を行うこと。また、特定の職員に業務が集中しないよう、係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図るとともに、工夫を凝らして業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務を縮減すること。【改善事項】	【 継続努力 】 平成２７年 ８月１０日 事務の効率化と労務管理の向上を図るため、業務分担の見直しや週休日の振替を行うなどの労務管理に一層努める。（年間３６０時間以上の職員が２５年度３人、２６年度３人） 【 継続努力 】 平成２８年 ２月１０日 事務の効率化と労務管理の向上を図るため、引き続き、業務分担の見直しや週休日の振替を行うなどの労務管理に努める。（平成２７年度上半期は１，７３８時間、平成２６年度上半期から２８０時間削減）
共通（５）内部事務管理について 所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底すること。【改善事項】	【 措置済 】 平成２６年１１月１２日 会計事務においては、職員に審査事務マニュアルに基づきチェックを行うよう周知した。また、会計事務も含め業務遂行にあたっては、決裁の際、必ずダブルチェックを行うよう徹底を図った。
（１）学校人権教育リーダーについて 研修会を修了した学校人権教育リーダーが、学校現場の人権教育の推進において、学んだ知識を活かして実践や還流報告を行い、リーダー研修を受けていない全教員の底上げにつながる機会を設けること。【要望事項】	【 継続努力 】 平成２７年 ８月１０日 人権教育担当者研修会において、学校人権教育リーダー育成研修会受講生は、研修内容の学校への還流を行うとともに、研修の際に作成した指導案に基づいて各自学校において２学期に実践を行うことや、校内研修等のファシリテーターにとなることが役割であることを説明し、徹底を図った。また、受講生の「実践レポート」により編集する「学校人権教育のてびき」は、各校での人権学習の取組に活用できるよう学校・園事務関連データベースに掲載することとした。 【 継続努力 】 平成２８年 ２月１０日 人権教育担当者研修会において、学校人権教育リーダー育成研修会受講生が、実践的な研修を受講することにより、学校における人権課題解決に向けた具体的な授業を組み立てるとともに、研修において作成した実践レポートを授業実践に結び付けることにより、職場のＯＪＴの推進役となるよう徹底を図った。また、受講生の「実践レポート」により編集する「学校人権教育のてびき」は、広く各校園において人権学習の取組みに活用できるよう学校・園事務関連データベースに掲載する。

(2) 地域における人権教育の推進について 地域における人権教育活動のために様々な事業が実施されている。お互いの触れ合いの中で幅広くバランスのとれた人権意識が子どもたちに醸成されていく機会となるよう、より多くの児童・生徒が参加できるための内容の工夫・改善の取組みを行うこと。【要望事項】	【措置済】 平成27年 4月22日 「子ども人権文化創造事業」を実施する地域において、差別のないまちづくりの担い手として、児童・生徒の人権意識の高揚と事業への多くの子ども参加を促すため、平成27年度は、従来の音楽演奏・表現活動などに加え、子どもたちが身近に感じられる地域の特色や特徴を活かした創作・体験活動や地域に居住する講師を活用した学習を行うこととした。また、各地区の子ども人権文化育成協議会総会等においても確認された。
(3) 自己実現支援事業について 地域によって対象となる子どもの数が異なるものの、それぞれ対象となる子どもが必ず参加できるように工夫すること。【改善事項】	【措置済】 平成27年 4月22日 家庭・地域・学校が連携して実施する事業として、学習環境の厳しい子どもたちへの学習習慣の定着や基礎学力の向上を目指し、子どもたちの将来に向けた自己実現を果たすための支援を行うことを目的としている。また、人権教育の観点から差別による負の連鎖を断ち切ることが大きな課題であり、事業を委託する各地区の子ども人権文化育成協議会総会において、本事業の趣旨に対して理解を求め、地域・学校において対象となる子どものいる家庭への声掛けを徹底した。
(4) 四日市人権・同和教育研究会について 参加者の構成比率が例年固定化している。学校・行政の関係者にとどまらず、一般市民への参加要請を図るとともに、自己財源比率の向上を図るために、参加者の規模を拡大したり、新たな収入源についても検討すること。【要望事項】	【継続努力】 平成27年 8月10日 平成26年度より、個人協力金を募り、自己財源率の向上に努めている。一般市民の大会参加を拡大するために、市内各地区の人権・同和教育推進協議会などへの参加を呼びかける機会を増やし、参加者の規模を拡大していく。
	【措置済】 平成27年12月 6日 一般市民が参加する人権フェスタなどにおいて活動内容を紹介するチラシを配布したり、人権擁護委員や四日市市子ども会育成者連絡協議会等を対象とした合同研修会を実施するなど、本研究会活動の理解と参加を促した。また、平成26年度からは、個人協力金による自主財源の確保を始め、各種研修会を活用して今後も自己財源比率の向上に努める。

(5) 職員の資質向上について 市内各小中学校で人権教育が実施されることを任務目的としている。この目的実現のため事業を展開するには、職員の活動の占める比重が大きい。情報の収集と蓄積に努め職員の一層の資質向上を図ること。 【要望事項】	【 継続努力 】 平成27年 8月10日 人権・同和教育課の指導主事は、各校園からの要請により、教職員の学校人権教育に関する研修会などにおいて指導を行っており、実践を踏まえ、さらに個々の知識やスキルを向上させるため、課内研修や学習の機会を充実させるとともに、各種研修会へも積極的に参加するなど資質向上に努める。
	【 継続努力 】 平成28年 2月10日 人権・同和教育課の指導主事は、各校園からの要請により、教職員の学校人権教育に関する研修会などにおいて指導を行っており、実践により培ってきた経験を活かしつつ、指導に必要な個々の知識やスキルを向上させるため、課内研修や学習会など学び合う機会を充実するとともに各種研修会・研究大会への参加を通して、情報の収集と効果的な取り組み方法について検証を行う。
(6) 各地域の人権教育推進協議会について 各地域の人権教育推進協議会の開催する事業には、児童生徒も含めてより多くの参加が得られるよう努めるとともに、教育委員会からも参加に努めること。【要望事項】	【 継続努力 】 平成27年 8月10日 「中学校ブロック人権文化創造事業」の要項の中で「中学校区にある『人権・同和教育推進協議会』等との連携を図る」こととしており、ブロックによっては、児童・生徒による学習発表や人権作文の発表を行っている協議会もある。今後もこういった取組みを他ブロックに紹介するなどして、児童・生徒や教職員の積極的な参加を促していく。
	【 継続努力 】 平成28年 2月10日 「中学校区にある『人権・同和教育推進協議会』等との連携を図る」ことは「中学校ブロック人権文化創造事業」の目標としており、ブロックによっては、人権・同和推進協議会へ子ども人権フォーラムへの参加を呼びかけを行っている。また、同協議会は学校・園と連携して、児童・生徒による人権標語や人権作文の発表、人権ポスター等の展示などにより啓発活動を行っている。今後もこういった取組みを他のブロックに紹介するなどして、児童・生徒や教職員の積極的な関わりを促していく。
(7) 週休日の振替・代休について 人権プラザで勤務する職員については、土曜日・日曜日の事業に従事する機会が多いことから、適切に週休日の振替や代休の付与を行うこと。 【改善事項】	【 継続努力 】 平成27年 8月10日 人権プラザにおいては、変則勤務（フレックス）などを活用しているが、恒常的な時間外勤務を改善するため、さらに業務分担の見直しを行うとともに、夜間の会議、休日の地域イベントについては、必要性に応じた出席者とするなど、適宜、主催者（地域活動団体）と調整をしていく。
	【 措置済 】 平成27年 9月 8日 人権プラザ館長会において、プラザ勤務職員の変則勤務（フレックス制度）の活用と週休日の振替及び代休の振替の徹底を依頼するとともに、時間外予定申請提出時に確認することとした。